

議案第102号及び議案第103号の参考資料

答 申 書

熊谷市特別職報酬等審議会

令和4年11月21日

熊谷市長 小林 哲也 様

熊谷市特別職報酬等審議会

会長 大久保 和 政



特別職の報酬等の適正額等について（答申）

令和4年11月16日付け熊職発第706号で諮問のあった事項について、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申します。

答 申

令和4年11月16日に意見を求められた特別職の報酬等については、次のとおり措置されることが適当である。

記

1 市議会議員の議員報酬

現行額で据え置く。

2 市長、副市長及び教育長の給料

現行額で据え置く。

3 市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率

(1) 令和4年度

6月期 現行どおり (215 / 100)

12月期 225 / 100 (215 / 100)

(2) 令和5年度以降

6月期 220 / 100 (215 / 100)

12月期 220 / 100 (225 / 100)

4 適用時期

上記3(1)について、令和4年12月1日から適用する。

3(2)について、令和5年4月1日から適用する。

1 答申に当たって

令和4年11月16日、市長から「市議会議員の議員報酬」、「市長、副市長及び教育長の給料」及び「市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率」の3点について意見を求められた。

これら3点を審議する上での最近の民間における賃金情勢としては、「毎月勤労統計調査」によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与が昨年4月に比べ1.4%増加した一方で、「職種別民間給与実態調査」によると、民間事業所における一般の従業員についてベースアップを実施した事業所の割合が昨年と比べ2.8%減少し、23.5%となった。

また、雇用情勢としては、「一般職業紹介状況」によると、本年4月の有効求人倍率が昨年4月から0.13ポイント上昇して1.17倍（季節調整値）となっており、さらに、「労働力調査」によると、本年4月の正規従業員の雇用者数が昨年4月から51万人増加し、3,651万人となるなど雇用環境は着実に改善している。

こうした指標の一方で、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、求職者数の高止まりや失業期間の長期化といった労働市場の適正化に係る課題も生じており、今後、経済活動の更なる活発化に伴い、コロナ禍で控えられてきた労働移動が一斉に行われることも予想されることから、雇用のミスマッチ解消も含めた労働環境の整備が喫緊の課題となっている。

こうした民間事業所の賃金・雇用情勢の状況を反映して、人事院は、3年ぶりに月例給、特別給ともに引き上げることとし、月例給は平均921円（0.23%）の引上げ、特別給は0.10月分増の4.40月とする勧告を行った。

このような状況を踏まえ、本審議会では諮問の趣旨を十分に認識した上で、各種の資料に基づき、率直な意見交換を行い、公正不偏の立場から慎重に審議を行った。

(1) 市議会議員の議員報酬について

市議会議員は、市民ニーズが複雑多様化し、行政の内容が高度化していることに伴い、高い見識と高度な専門知識が求められており、受けるべき報酬の額は、市民の代表として課せられた社会的責任及び高度かつ広範な職務内容に十分相応するものでなければならない。

一方で、現下の深刻な国際情勢を背景とした原油価格・物価高騰等の影響により依然として厳しい社会経済状況が続く中、市政における二元代表制の下で市民の代表としてその負託と信頼に応え、課せられた社会的責任を果たしていくためには、受けるべき報酬の額は、市民の理解と納得が十分得られる水準であることが求められる。

以上のことを勘案した上で審議したところであるが、県内市との比較においてはおおむね人口に見合った水準であること、本市を除く県内39市のうち引上げの動きがあるのは1市のみであること等を考慮すると、現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

(2) 市長、副市長及び教育長の給料について

市長は、市政執行の最高責任者として市民ニーズの変化に対応し、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の将来を見据え、各種施策を積極的に推進している。副市長は市長のトップマネジメントを補佐する実務責任者として重大な責務を果たしており、また、教育長は教育委員会を代表する教育行政の責任者として複雑かつ多様な課題に対応している。

このことから、市長、副市長及び教育長の給料の額は、その重責を適切に果たしていく上でふさわしい適正な水準の額が確保されるべきであるということが委員の総意であるという点について再確認するとともに、過去の本審議会での審議内容も踏まえた上で、その適正額を審議した。

審議の中では、市長、副市長及び教育長の給料の額については、いずれも近隣市との比較においてはやや低い水準にあることから、

平成22年の給料の引下げ前の水準程度まで引上げを行ってもいいのではとの意見が示された一方で、当該給料額の引上げに関しては市の財政状況を踏まえた上で慎重に判断していくべきとの意見や、市政運営において多くの重要な政策を円滑に推進していくためには、何より市民の理解を得ることが重要であることから給料額の引上げは困難であり、据え置くことが望ましいとの意見も示された。

こうした意見に加えて、本市を除く県内39市のうち引上げの動きがあるのは2市のみであること、また、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化及び原油価格・物価高騰による厳しい社会経済状況下における市民感情等も考慮すると、現時点では現行額に据え置くことが適当であると全員一致で決定した。

なお、給料の適正額については、その職責に応じた適切な水準が確保されるべきであるという原則を踏まえた上で、今後の新型コロナウイルス感染症の動向等を注視しつつ、経済情勢、賃金情勢その他諸般の状況を見極めながら、段階的な引上げも含め、引き続き具体的な検討を進めていく必要があることを意見として申し添える。

- (3) 市議会議員、市長、副市長及び教育長の期末手当支給率について
- 期末手当の支給率については、従来から、一般職職員との均衡を考慮しながら改定してきた経緯があることから、一般職職員と同様に、年間支給率を0.1月分引き上げ、4.40月とすることが適当であると全員一致で決定した。

